

更新講習

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項及び第二十三条の十一)

(1) 指定・登録基準

海技免状更新講習 : 法第十七条の十七において海技免許講習の要件を準用 (法第十七条の二参照)

操縦免許証更新講習 : 法第二十三条の三十において小型船舶教習所の要件を準用 (法第二十三条の二十六参照)

別表第二 (第十七条の十七関係) (略)

別表第五 (第二十三条の三十関係) (略)

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会

指定・登録時期 : 平成16年 3月

法人の連絡先 : 〒〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会関東

指定・登録時期 : 平成23年10月

法人の連絡先 : 〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会中部

指定・登録時期 : 平成23年10月

法人の連絡先 : 〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船1-5-8

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本船舶職員養成協会近畿

指定・登録時期 : 平成23年10月

法人の連絡先 : 〒559-0032 大阪府大阪市住之江区南港2-1-51

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)四国船舶職員養成協会

指定・登録時期 : 平成23年10月

法人の連絡先 : 〒761-0101 香川県高松市春日町1706

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)尾道海技学院
指定・登録時期 : 平成16年 3月
法人の連絡先 : 〒722-0025 広島県尾道市栗原東2-18-43
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一社)広島海技学院
指定・登録時期 : 平成16年 3月
法人の連絡先 : 〒734-0012 広島県広島市南区元宇品町4-1-18
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)関門海技協会
指定・登録時期 : 平成16年 3月
法人の連絡先 : 〒750-0066 山口県下関市東大和町2-3-25
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会
指定・登録時期 : 平成16年 3月
法人の連絡先 : 〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町4-4-7
指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等
特になし